

●香川県告示第180号

昭和54年香川県告示第263号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、令和8年9月14日から施行する。

令和8年9月11日

香川県知事 池田 豊 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

3 収納代理金融機関

(1) 略

(2) 収納代理金融機関の名称並びに店舗の名称及び位置

名称			位置
金融機関	本支店	出張所	
略			
株式会社愛媛銀行	略		
	坂出支店		<u>丸亀市</u>
	丸亀支店		<u>丸亀市</u>
	観音寺支店		<u>丸亀市</u>
略			

備考

略

改正前

3 収納代理金融機関

(1) 略

(2) 収納代理金融機関の名称並びに店舗の名称及び位置

名称			位置
金融機関	本支店	出張所	
略			
株式会社愛媛銀行	略		
	坂出支店		<u>坂出市</u>
	丸亀支店		<u>坂出市</u>
	観音寺支店		<u>坂出市</u>
略			

備考

略